

資料2-1 設備技術規格評価委員会 規則 改正前後対比表

改正前	改正後	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 設備技術規格評価委員会（以下、「本委員会」という。英名：Equipment Standards and Codes Committee(略称：ESCC)）は、公正性、公平性、公開性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート等保安規則第94条の7の13第5項第3号に基づき、特定認定高度保安実施者が行う保安検査の方法として適用する民間規格等について、高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること、民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を確認すること等により自主的な保安確保に資する保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価することで、高圧ガス設備の保安及び公衆の安全並びに高圧ガス関連事業の一層の効率化に資することを目的とする。</p> <p>なお、本委員会は第三者審査機関として一般社団法人日本溶接協会（以下、日本溶接協会という。）に設置するものとし、民間規格等の妥当性を評価する</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 設備技術規格評価委員会（以下、「本委員会」という。英名：Equipment Standards and Codes Committee(略称：ESCC)）は、公正性、公平性、公開性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート等保安規則第49条の7の13第5項第3号に基づき、特定認定高度保安実施者が行う保安検査の方法として適用する民間規格等について、高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること、民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を確認すること等により自主的な保安確保に資する保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価することで、高圧ガス設備の保安及び公衆の安全並びに高圧ガス関連事業の一層の効率化に資することを目的とする。</p> <p>なお、本委員会は第三者審査機関として一般社団法人日本溶接協会（以下、日本溶接協会という。）に設置するものとし、民間規格等の妥当性を評価する</p>	<p>誤字につき修正するものである。</p>